

## 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

幸手市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「7.3パーセントの割合は」を「年7.3パーセントの割合は」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「年7.3パーセントに」を「年7.3パーセントの割合に」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。